

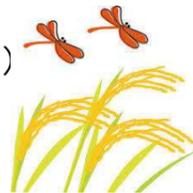
回覧 平成29年9月1日(三股町)代表 ☎ 52-1111

.
.
.
.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-------|----------------------------------|
| <募集> | 表紙 | ◆ふるさとまつりの出店を募集します |
| | 1 | ◆町成人式の実行委員を募集しています |
| | | ◆「みまた創業スクール」の受講者を募集しています！ |
| | 2 | ◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します |
| <お知らせ> | 3 | ◆『脳はつらつ倶楽部』の参加者を募集します |
| | 4 | ◆「ふれあいニュースポーツ大会」の参加者を募集します |
| <保健と福祉>
(一般) | ◆ | ◆フォークリフト作業講習の受講者を募集します |
| | 4 | ◆平成29年就業構造基本調査を実施します |
| <農林畜産業関連> | ◆ | ◆「無料調停手続き案内」を開催します |
| | 5 | ◆献血バスによる献血を実施します |
| <相談> | 5 | ◆平成30年度分「電気防護柵(イノシシ用)申し込みを受け付けます |
| | 6 | ◆農業者年金(積立年金)に加入しませんか？ |
| | 7 | ◆農地の違反転用をなくしましょう！ |
| | 7 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募集



◆ふるさとまつりの出店を募集します

11月に開催する三股町「ふるさとまつり」の出店を募集します。

■日時 = 11月11日(土) 正午 ~ 午後8時30分(予定)
11月12日(日) 午前9時 ~ 午後5時(予定)

■場所 = ふるさとまつりメイン会場(三股町ふれあい中央広場)

【A. 民主団体・各種団体】

- 出店資格 = 民主団体、各種団体など
※原則、まつり時間中は出店すること。
- 申込期限 = 9月14日(木) ~ 29日(金)
- 小間料 = 団体(販売する場合) … 1小間につき3,000円
団体(販売しない場合) … 無料
- 申込先 = 民主団体・各種団体は、企画商工課企画商工係まで
(☎: 52-9085)

【B. 出店事業者】

- 出店資格 = 町内に事業所がある、または町内在住の事業者であること。
※事業者でない人や名義貸しによる出店はできません。
※まつり時間中は全て営業できること。
※火気を使用する出店業者は、消火器の設置ができること。
- 申込期間 = ○町内事業者… 9月14日(木) ~ 29日(金)
○町外事業者… 10月10日(火) ~ 17日(火)
※町内事業者で出店場所が埋まらない場合に町外事業者を受け付けます。
※10月10日以降の受付は、町内・町外ともに先着順となります。
- 小間料 = テント付… 1小間(間口2.7m×奥行3.6m) 6,000円
※申込最大小間数… 町内事業者6小間(町外3小間)
- 申込先 = 出店事業者は、町商工会まで
(☎: 52-2226)

※全体出店者説明会【A・Bとも10月24日(火)町役場で開催】に出席すること。
※テントは実行委員会で設営します。
※売台は各自準備をお願いします。

※お問い合わせは、企画商工課 企画商工係
☎52-9085 お願いします。

◆ 町成人式の実行委員を募集しています

町では、平成30年1月5日（金）に実施する成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。

性別は問いません。やる気のある皆さんからの応募をお待ちしています。

【平成30年町成人式実行委員募集内容】

■募集人数 = 10人程度

■年齢 = 平成30年4月1日までに20歳になる人と19歳になる人

■内容 = ①10月から夜に数回集まり、成人式の企画・運営などを話し合います（会議の日は実行委員の都合を考慮して決定します）
②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います

■募集締切 = 9月7日（木）



※お問い合わせは、

教育委員会 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）

☎：52-9311（直通）をお願いします。

◆ 「みまた創業スクール」の受講者を募集しています！

町商工会では、独立開業を目指している人などを対象に創業スクールを開講します。受講料は無料です。起業・創業を考えている人の参加申し込みをお待ちしております。

■スクール日程・内容

	テーマ	概要	講師
<第1回> 9月13日（水） 午後6時30分～8時30分	創業の心構えと販路開拓の方法	●創業の心構え ●自らが実現したい創業のイメージ作成 ●営業計画・販売戦略の作り方 ●創業者体験談	リバーフィールド コンサルティング代表 中小企業診断士 馬場 愛子 氏
<第2回> 9月27日（水） 午後6時30分～8時30分	マーケティング・会計の基礎知識	●マーケティングの基礎知識 ●既存の類似商品や競合他社の分析 ●自分の商品・サービスの強み・弱み ●会計の基礎知識	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 中小企業診断士 川野 圭介 氏
<第3回> 10月11日（水） 午後6時30分～8時30分	会計・税務の基礎知識	●会計及び税務の基礎知識 ●創業時に必要な手続き ●資金調達方法（創業融資・補助金など） ●収支計画の作り方	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 公認会計士・税理士 村上 秀幸 氏
<第4回> 10月18日（水） 午後6時30分～8時30分	ビジネスプランの作り方	●ビジョン・経営目標の設定 ●SWOT分析、クロス分析 ●実行計画の策定	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 中小企業診断士 中村 諭 氏

■会場・受講料など

場 所：町商工会 募集人数：20人（先着順） 受 講 料：無料

■参加申し込み方法

参加申込書に必要事項を記入して、町商工会へファクスしてください。
参加申込書は町商工会の公式サイトからダウンロードできます。

※お問い合わせは、町商工会

☎：52-2226、ファクス：52-2249 をお願いします。



◆ 三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します

平成30年2月10日（土）に開催される「三股町文化の祭典」の第1部「童謡まつり」で、童謡や唱歌を歌う参加者を募集します。「歌いたい」と思う気持ちがあれば、誰でも参加できます。年齢・性別は問いません。気軽にお申し込みください。

- 申込期限 = 9月15日（金）
- 申込方法 = 電話やファクス、郵送でお申し込みください。
※先着順で受け付けます。
- 参加条件

【定員】20組

- ① 曲は童謡または唱歌 ※生演奏・アカペラのみ参加可
- ② 2人以上での合唱
- ③ 出演時間は1団体5分程度（予定）
- ④ 2回のリハーサルに必ず参加できる団体
 - 1回目（1月下旬）…団体別・舞台リハーサル
 - 2回目（2月3日（土）午前中）…本番前・総合リハーサル

※出演予定、リハーサル・本番の日程などは、10月中に連絡します。

その他、ご不明な点などありましたら、気軽にお問い合わせください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町立文化会館 ☎：51-3462 ファクス：51-3561
にお願いします。

◆ 『脳はつらつ倶楽部』の参加者を募集します



スクエアステップで体を動かしながら、認知機能低下を予防しましょう！

スクエアステップとは… 認知症予防・転倒予防効果が科学的に証明されたもので、横に4個、縦に10個正方形が描かれたマットの上を、さまざまなステップで歩くことで脳と体を使い認知機能の低下を予防します。

- 日 時 = 初回：10月4日（水）※全10回
午後1時30分～3時
- 場 所 = 「元気の杜」大会議室 ■ 対 象 者 = 町内在住の65歳以上の人
- 募集人員 = 25人 ■ 参 加 費 = 無料
- 講 師 = 鹿屋体育大学 なかがいち まさき 中垣内 真樹 教授
- 申込締切 = 9月25日（月）

【10回コースの日程と内容】

※開催時間は全コース午後1時30分～3時まで

	月 日	場 所	内 容
1	10月4日（水）	元気の杜	スクエアステップと認知症との関係（講話と実践）
2	10月11日（水）	元気の杜	スクエアステップ講座（実践）と初回評価テスト
3	10月18日（水）	元気の杜	スクエアステップ講座と実践 運動による脳への影響と楽しみながら体を動かす練習
4	11月1日（水）	元気の杜	
5	11月8日（水）	健康管理センター	スクエアステップ講座と実践 リーダー養成について
6	11月15日（水）	元気の杜	
7	11月22日（水）	健康管理センター	スクエアステップ講座（実践）と最終評価テスト
8	12月6日（水）	元気の杜	
9	12月13日（水）	元気の杜	認知症の予防とこころの持ち方講座とステップ実践
10	12月20日（水）	元気の杜	

※詳しい内容は、初回にお知らせします。

※簡単な実技がありますので、動きやすい服装でお越しください。また上履き（靴）と水分補給のための飲み物を各自お持ちください。

※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 地域包括支援センター（1階 ⑥番窓口）

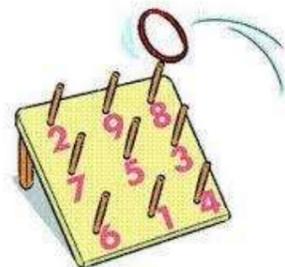
☎：52-8634（直通）にお願いします。

◆「ふれあいニュースポーツ大会」の参加者を募集します

地域住民や精神障害者がニュースポーツをとおして交流することで、精神障害への理解と精神障害者の社会参加の促進を図ることを目的に「ふれあいニュースポーツ大会」を開催します。

年齢を問わず誰でも参加できますので、ぜひご参加ください。ただし、小学生以下は保護者同伴でお願いします。

- 日 時 = 9月30日(土) 午後1時～3時
※受け付けは午後12時30分～
- 場 所 = 都城市勤労青少年体育センター
(都城市下長飯町1989番地 ☎: 46-2603)
- 内 容 = ①ニュースポーツ(卓球バレー、輪投げなど)
②抽選会
- 参加費 = 無料
- 申込先 = 都城保健所 健康づくり課 疾病対策担当
- 申込方法 = 電話またはファクス
※①参加者氏名②住所③連絡先をお知らせください。
- 申込期限 = 9月14日(木)
- 主 催 = 都城北諸地域精神保健福祉協議会
- 共 催 = 都城保健所
- その他 = 飲み物、タオルや体育館シューズなどをご用意ください。



※お問い合わせは、
都城北諸地域精神保健福祉協議会事務局(都城保健所内)
☎: 23-4504、ファクス: 23-0551 にお願ひします。

◆フォークリフト作業者講習の受講者を募集します

フォークリフト資格取得を目指し、倉庫管理、運輸・物流関係、製造工場などでの荷物搬入や積み込み作業ができる技術を習得するための講習です。
※普通自動車運転免許所持者に限ります。

- 講習期間 = 10月11日(水)～10月19日(木)
※土曜・日曜を除く7日間
- 締 切 日 = 9月27日(水) 必着
- 募集人員 = 10人
- 実施場所 = 都城ドライビングスクール
(都城市高城町桜木2281-2)
- 受講料 = 無料
- 対 象 者 = 就職を目指している55歳以上の人
※ハローワークの求職登録が必要です
- 申込方法 = ハローワーク都城、町シルバー人材センターに置いてある申込書を、県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスでお申し込みください。受け付け後、受講者選考を行います。



※お申し込み・お問い合わせは、
公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会
宮崎市瀬頭2丁目6番14号
☎: 0985-31-3775 ファクス: 0985-31-3776
にお願ひします。

お知らせ

◆ 平成29年就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査は、正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などを、全国、地域別に明らかにするための調査で、5年に1度行われています。

調査結果は「ニッポン一億総活躍プラン」など、国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における雇用対策などの各種施策に活用されます。

調査時点は平成29年10月1日です。

対象地区の人は、調査員が直接ご自宅に伺いますので、調査票への回答をお願いします。



※お問い合わせは、

企画商工課 企画商工係（3階 ⑪番窓口）

☎：52-9085（直通）をお願いします。

◆ 「無料調停手続き案内」を開催します

都城地区調停協会では、夫婦間や遺産相続などのトラブルに関する調停手続きの相談に応じます。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

調停とは？

裁判所の調停室で、調停委員会が間に立ち、当事者の争いを話し合いで適切に解決しようという国の制度です。

■日時 = 10月1日（日）午前10時～午後3時
※当日受け付けを行いますので、予約は不要です。

■会場 = 都城市ウエルネス交流プラザ（都城市蔵原町11街区25号）
※駐車場は「ウエルネスパーキング」を無料で利用できます。

■内容 = 家事調停委員と民事調停委員が、身近なトラブルの一つの解決方法として、調停制度の説明・案内を行います。
※すでに訴訟、調停になっている事件の相談に応じることはできません。

○家族・親族間のトラブル…
夫婦関係、養育費、面会交流、遺産相続、その他親族間のトラブルなど

○民事関係のトラブル…
金銭、交通事故、近隣、土地・建物関係、その他身近なトラブルなど



※お問い合わせは、
都城地区調停協会

☎：23-4131（午前8時30分～正午、午後1時～5時）

をお願いします。

※土曜・日曜・祝日は休みです。

保健と福祉（一般）

◆ 献血バスによる献血を実施します

安全な血液製剤の安定した供給のために、献血にご協力ください。



期 日	9月28日（木）
時 間	午前9時30分～午後4時 （休憩 正午～午後1時30分）
場 所	町役場 （受け付けは1階ロビーで行います）

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更になる場合があります。

検査後、血液型（Rh±を含む）や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

● 400ミリ献血にご協力ください ●

- ・男性17～69歳、女性18～69歳
- ・体重50kg以上の体調の良い人など
- ・ただし、65歳以上の方は60～64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の間診で献血できない場合があります。

前回、6月27日（火）に町役場で献血に協力していただいた人数は次のとおりです。ありがとうございました。

献血の申し込みをした人	62人
400ミリ献血をした人	53人
献血ができなかった人（比重不足など）	9人

※お問い合わせは、健康管理センター
☎：52-8481 お願いします。



農林畜産業関連

◆ 平成30年度分「電気防護柵（イノシシ用）」の申し込みを受け付けます

「平成30年度宮崎県鳥獣保護区被害防止対策事業」に基づき、電気防護柵（イノシシ用）の申し込みを受け付けます。

※今回は、平成30年度の予算要望のための聴き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■補助対象 = 防護用施設（電気防護柵 イノシシ用）

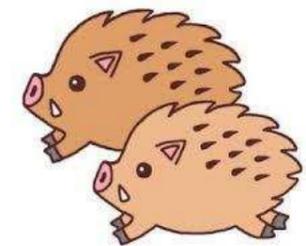
■補助条件 = ①有害獣の被害が多発している農耕地
②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの

■標準事業費 = 電気防護柵（イノシシ用）…11万8,000円
（柵の延長が500mのとき）

■基準補助率 = 県補助金3分の1、町補助金3分の1、
個人負担金3分の1

■申込期限 = 10月6日（金）まで

※申し込みは、原則として希望者本人が農業振興課 農林整備係までお越しください。



※お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9089（直通）をお願いします。

農業従事者の皆さん

◆ 農業者年金（積立年金）に加入しませんか？ ～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～



「**農業者年金**」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を積み立て、その額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。

【加入資格】

◎国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業を営む60歳未満の人

（注1）国民年金の付加年金（保険料月額400円）への加入が必要

（注2）国民年金保険料の免除者は加入できません

（注3）国民年金基金（みどり年金基金）に加入していない人

☆配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

☆脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、年金として受け取れます。

【保険料】

① 月額2万円～6万7,000円の間で、千円単位で自由に納付金額を決めることができます。農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも変更できます。

② 条件を満たせば、2割から5割の保険料助成（国庫補助）が受けられる「政策支援制度」があります。ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。また将来、国庫補助額分を年金として受け取るためには、経営継承などの条件を満たす必要があります。

【税制の控除】

◎納付した保険料の全額が、**社会保険料控除**として所得から控除でき、**節税につながります**。

～農業者年金の支給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円で加入した場合			
		運用利回り2.07%の場合		運用利回り3.00%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	76万円	65万円	94万円	80万円
30歳	30年	52万円	44万円	61万円	52万円
40歳	20年	31万円	27万円	35万円	30万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	13万円

★この試算は、通常加入の保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%または3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降11年間の運用利回りの平均です。予定利率1.15%は農林水産省告示（平成25年4月1日施行）で定められている率です。



※お問い合わせ・ご相談は、

農業振興課 農業委員会事務局（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087 または、

都城農協三股支所 金融共済課 ☎：52-1122

農業者年金基金☎：03-3502-3942 にお願ひします。

◆ 農地の違反転用をなくしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～



■農地転用とは？

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林（山林）など、**農地以外の用途に変えることを転用**といいます。

農地法では、優良農地を守るために農地を転用するときは、許可を受けることが義務付けられています。転用するときは、**農業委員会に許可申請書を提出して、許可を受けてから工事に着手**してください。

■許可を受けずに転用するとどうなりますか？

許可を受けずに転用を行った場合は、**農地法違反で罰則処分の対象**となります。

農地を無断で転用、または転用許可を受けた事業計画どおりに転用を行っていない場合は、県知事から工事中止や原状回復などの命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則の適用されることもあります。

■対象の農地は？

全ての農地（田・畑・採草放牧地）が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作していなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

■農地の転用手続きはどうすればいいですか？

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請があります。**農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し（※）、農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく県知事の許可を受ける必要があります**

農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合

農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行って転用する場合

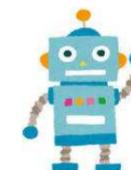
※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。



※お問い合わせは、

農業委員会 ☎：52-9087（直通）をお願いします。

相談



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	9月16日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますのでご了承ください。 ・コンセントからの電気で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

